

創業チャレンジ支援事業補助金にかかる審査基準

標記事業に係る採択事業の選定には、審査委員会を設置して、公平公正な審査を行い選定するために審査基準を策定する。

1. 審査にあたっての基本的な考え方

本町における創業を促進し、町内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としている。この事業目的を達成するために、地域課題解決に資する事業であることには限定せず、公序良俗に反しない事業であることを前提として、幅広い視野をもって支援する必要がある。

そこで、審査にあたっては、以下の（１）～（５）の観点から審査を行う。

（１）意義

事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲など、その事業の意義について審査する。

（２）独創性

新規・独自性があるか、創意工夫があるか、その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるかなど、その事業の独創性について審査する。

（３）実現可能性

事業の内容が具体的であるか、販路や仕入れ先が確保されているか、売上や経費の根拠が明確で収益が見込めるかなど、その事業の実現可能性について審査する。

（４）継続性

創業後も一定の収入が見込めるか、将来の更に発展が見込めるか、リスクの回避はできるかなど、事業開始後の継続・発展性について審査する。

（５）資金調達の見込み

事業を進めるための必要な資金が確保されている事業であるか審査する。

2 採択すべきではない事業

以下の①～⑤に該当する事業については、当該事業の趣旨に合致しないため、採択しないよう留意する。

- ① これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新など、創業と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業。
- ② 地域内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねない事業。
- ③ 短絡的な需要や官公需を当て込んだ事業。
- ④ どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業。
- ⑤ 他の補助金で実施したほうが明らかに適切であると思われる事業。

3 各審査項目の評価内容について

各審査項目の評価内容については、下記表のとおりとする。

なお、得点が高い場合であっても、2で掲げる項目①～⑤のいずれかに該当する場合は、採択できないこととする。

【評価表】

審査項目		評価内容	配点	計
①	意義	・事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲があるか	20	20
②	独創性	・新規、独自性があるか	10	20
		・その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるか、自社の強みは明確か	10	
③	実現可能性	・実現可能な事業か ・経営理念や戦略は明確か ・事業計画、事業規模は妥当か ・売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性は高いか	20	20
④	継続性	・補助金による経費負担がなくなった場合に、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと	10	20
		・市場ニーズが見込めるか ・地域経済への波及度はあるか	10	
⑤	資金調達の 見込み	・自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれているか	20	20
			計	100

4 評価方法について

審査項目毎に評価内容を参考に採点を行い、配点の範囲内で点数をつける

5 事業の採択について

- (1)「採択すべきではない事業」に該当せず（上記「採択すべきではない事業確認表」が全て空欄となる）、**審査員全員の合計点が満点の 6 割を超え、かつ審査員全員の個々の評価点が 40 点以上**の事業について採択する。

例：審査員 5 人の場合

満点 500 点 6 割 300 点 審査員全員の合計点が 300 点以上
審査員全員が 40 点以上を採点 } **採択する**

- (2)点数順に並べ、予算の範囲内で上位から採択する。

- (3)合計点数が同点で順位が同じ場合、審査項目③実現可能性の点数が高い事業者を上位とする。その項目も同点の場合、④継続性の点数が高い事業者を上位とする。それでも同点の場合は、審査項目①から順番に判定する。